

事業主の皆さまへ

雇用保険制度の適切な運営のための協力をお願い

ハローワークでは、雇用保険制度の適正支給のために、事業所に対して賃金台帳や出勤簿等の書類提出の依頼や、訪問調査を行っております。

ハローワークでは、失業等給付をはじめ様々な金銭的支援を行っております。失業等給付等を支給するには、本人や事業所からの就職活動や就労状況等の申告に基づき支給しています。

申告内容に疑義がある場合については、必要に応じて調査を行っております。調査については、事業所の方の協力が不可欠となっております。つきましては、事業主の皆様においては、調査依頼があった場合にはご協力いただきますようお願いいたします。

★必要書類の提出依頼

- ハローワーク担当者から連絡させていただいた場合は、お手数ですがハローワークまで必要書類を提出していただくようお願いいたします。
- 労働者の雇用実態が確認できる書類（雇用契約書、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等））など、必要に応じハローワークから指定します。

★訪問調査について

- ハローワーク職員が直接事業所に訪問させていただきます。従業員の方から勤務状況や事業所の状況をお伺いするのでご対応のほどお願いいたします。

★雇用保険の加入要件を満たしていないと判断した場合

- 上記調査において、雇用実態等が確認できない場合には、被保険者の資格取得の取消や設置手続きの取消となりますのでご注意ください。